

原油価格・物価高騰等緊急対策資金 をあっせんします

原油価格や物価高騰などの状況を鑑み、原油価格・物価高騰等緊急対策資金のあっせんを、下記の内容により期間限定で実施します。

資金使途

運転資金

申込限度額

300万円 (前回あっせん分の残高含む)

返済期間

5年以内 (据置 24 か月以内含む)

実質金利

0.0% (年利 2.0% 区の補助 2.0%)

信用保証料

区が全額負担

※ 原則として、信用保証協会の保証を要します。

受付期間

令和6年3月1日(金)

～令和7年3月31日(月)

※ 金融機関や保証協会の審査の結果、融資を受けられない場合があります。

<申込みできる方：以下のすべての要件を満たす事業者>

- ◆ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
 - ◆ 区内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
法人：本店登記及び事業実態が区内にあること。
個人：事業所及び営業の本拠地が区内にあること。
 - ◆ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
 - ◆ 特別区民税（法人は法人住民税）、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
 - ◆ 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ※ 申込限度額 300 万円は令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までにあっせんした原油価格・物価高騰等緊急対策資金の残高を含みます。
- ※ 申込みは 1 企業 1 回のみ。(申込回数に令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までにあっせんした原油価格・物価高騰等緊急対策資金は含まれません。)
- ※ セーフティネット保証の認定の有無は問いません。

申込みは
1企業1回です

<必要書類> ※ その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります

- ☑ 墨田区商工業融資申込書（2部）
- ☑ 「原油価格・物価高騰等緊急対策資金」アンケート調査
- ☑ 直近の確定申告書及び決算書（電子申告の場合は受信通知（メール詳細）があるもの）
- ☑ 法人住民税の納税証明書の原本（法人の場合）
※ 個人の場合、2階の税務課で納税の照合が必要です

※申込書及びアンケート調査は
区のホームページからダウンロードできます

<問い合わせ・連絡先>

墨田区産業観光部 経営支援課

Tel 5608-6183 (直通)